
2025年9月16日 発行

■■ 民紹協メルマガ通信 NO. 174 ■■

発行：民紹協

いつもお世話になっております。本メールは、2週間に1回提供しています。

<コンテンツ>

◆◆ 今週のひとこと

◆◆ T O P I C

◆◆ 気になる行政の動き—2025 地域別最低賃金決定状況

◆◆ 今週のひとこと

■ 鉄道

鉄道博物館に行ってきました。大宮駅からシャトルラインでひと駅。駅の改札からつづくプロムナードには既に鉄道関係の展示が仕掛けられ、ワクワク感を掻き立てます。

博物館に入り、大きなエントランスホールから右折すると「車両ステーション」です。時代を象徴する往年の名車両が36両も並び、圧巻です。博物館の人気は何かというと、リアルさ満点の「D51 シミュレーター」や巨大な「鉄道ジオラマ」とのこと。たしかに、機械好きの子どもや大人にはたまらないでしょう。

しかし、機械好きでない者にも鉄道は魅力的です。なぜかと考えてみました。たしかに、鉄道は便利で、技術も先進的で、デザインも魅力的なのですが、それだけでなく、旅情や郷愁を持っています。「観光列車コーナー」に行くと、子どもの頃の旅行の様子などが呼び起こされてきました。

昭和中期の電車から、集団就職をうたった歌「ああ上野駅(作詞:関口義明、作曲:荒井英一)」の歌詞を思い出しました。

♪どこかに故郷の／香りをのせて

／入る列車の／なつかしさ

列車が駅に入る途中ならまだ香りを感じることはできないはずなのに、既に頭の中は香り一杯になるというのも郷愁のなせる業といえるでしょう。

☆—————☆

◆◆ T O P I C

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民営職業紹介事業に関係のある話題を

紹介しています。

■ 1 最賃引上げに向けて、「業務改善助成金」を拡充／厚労省

厚生労働省は、9月5日、中小企業・小規模事業者による事業場内最低賃金の引き上げを支援する「業務改善助成金」を拡充すると公表しました。拡充の内容は次のとおりです（これらの取扱は、下記のリーフレットの図解が参考になります）。

（1）従来は事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象でしたが、変更後は「事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所」まで拡大されます。

（2）また、従来は賃金引き上げ後の申請は不可とされていましたが、変更後は2025年9月5日から2025年度の当該地域の最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施している場合には、「賃金引上げ計画」の事前提出が不要となることとなります。

<参考>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63127.html

▽リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001557790.pdf>

■ 2 最賃引上げに向けて、中小企業支援策を公表／中企庁

中小企業庁は、9月9日、最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者への支援策として、次の施策を公表しました。

（1）賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化

- ① 改正下請法（取適法）・振興法の着実な執行
- ② 発注側企業等における取引慣行の改善
- ③ 幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけの継続

（2）賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援

- ① 地域の社会機能を担う小規模事業者の販路開拓等を支援する持続化補助金等
- ② 賃上げ促進税制による赤字企業も含めた賃上げ支援
- ③ 100億企業等に対する成長加速化支援
- ④ 健全な新陳代謝や経営資源の有効活用を進める事業承継、M&A、再生支援等

（3）中小・小規模企業の生産性向上における賃上げ支援機能の強化

- ① ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の要件緩和
- ② ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の審査での優遇
- ③ 周知・相談時の厚生労働省との連携強化

<詳しくは>

<https://www.meti.go.jp/press/2025/09/20250909001/20250909001.html>

■ 3 65歳以上の高齢者の人口割合は29.4%で最高更新／総務省

総務省は、9月14日、敬老の日になんで高齢者の人口推計等を公表しました。これによりますと、65歳以上の高齢者は3,619万人、総人口に占める割合は29.4%で過去最高を更新し、人口4千万人以上の国の中でトップでした。

また、高齢者の就業者数も930万人と21年連続で増加し、過去最多を更新しました。就業者総数の7人に1人が高齢者となります。高齢者の就業者比率は各国でも上昇しており、日本（25.7%）は韓国（38.2%）に次いで第2位となっています。

65歳以上の就業者を従業上の地位で見ると雇用者が563万人（61.3%）です。そして、雇用形態をみると正規職員は23.1%で、非正規の職員は76.9%（パート・アルバイト52.9%、契約社員10.3%、嘱託6.7%、派遣社員3.0%、その他4.1%）にのびります。

また、65歳以上の就業者を産業別にみると、「卸売業、小売業」が133万人と最も多く、次いで「医療、福祉」が115万人、「サービス業（他に分類されないもの）」が104万人、「農業、林業」が93万人などとなっています。産業別高齢者の就業者を10年前と比較すると、「医療、福祉」が64万人増加し、10年前の約2.3倍となっています。

<詳しくは>

<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1460.html>

■ 4 “人権尊重経営”の推進に向けて考えをまとめる／経団連

（一社）日本経済団体連合会は、9月10日、政府の「ビジネスと人権」に関する行動計画がこの秋にも改定されるのを前に、「“人権尊重経営”の推進－『ビジネスと人権』に関する経団連の考え方と政府への期待－」を取りまとめました。この中で、会員企業の76%がビジネスと人権に関する指導原則の取組みを進めているものの、課題として、

- －①欧米の人権に関するハードローには求める人権DDの内容が異なることがあること
- －②配慮すべき人権リスクや着目すべきポイントは業種等によって様々であること
- －③コンサルタント活用や人材育成費用が企業にとって大きな負担であること

等を挙げ、政府に対し、企業向けガイドラインの定期的な更新や無料の相談窓口を国内外に置くことなどを要望しています。

<詳しくは>

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/056.html>

■ 5 「スポットワーク」を利用した 60 歳以上の状況を調査／民間調査

スポットワーク・マッチングサービスを提供する(株)タイミーは、9月8日、同社サービスを利用するシニア世代(60歳以上)を対象に実施したアンケート調査結果を発表しました。同社に登録している60歳以上の働き手は今年4月時点で約30.8万人で前年同月比約1.9倍。このうち65歳以上は11.0万人、同2.0倍となっているとのことです。

<詳しくは>

<https://corp.timee.co.jp/news/detail-5137/>

■ 6 「スポットワーク」をきっかけにした長期就業を調査／民間調査

スポットワーク・マッチングサービスを提供する(株)タイミーは、9月1日、同社のサービスを利用する働き手と事業者を対象に実施した「長期就業・長期採用に関する実態調査(2025年版)」の結果を発表しました。働き手への調査では、スポットワークを通じて良い職場と出会えたらそのまま長期就業したいと考える者が72.0%でした。また、マッチングした勤務先で長期就業の打診をされたことがある人は全体の40.8%、そして実際に長期就業をしたことがある人は全体の14.6%でした(ここでの長期就業は必ずしも正社員をさすものでなく、パート・アルバイト・派遣等も多く含まれます)。

また、事業者への調査で、長期採用の打診をしたことがある事業者は66.1%でした。このうち、実際に長期採用ができた事業者は61.6%で、その際の雇用形態は、「パート・アルバイト」91.3%、「正社員」11.3%、「契約社員」6.5%、「業務委託」3.0%となっています。

<詳しくは>

<https://corp.timee.co.jp/news/detail-5092/>

■ 7 企業の面接官、トレーニングや研修の機会なしが64%／民間調査

エン・ジャパンは、8月29日、面接官経験がある人事担当者を対象にした実態調査結果を発表しました。これによりますと、面接官としての経験年数は「10年以上」が37%で最多、1年間に面接官を担当する回数は「6～10回」が18%、「11～20回」が20%、「21回以上」が28%という状況でした。面接官としてのトレーニングや研修の受講経験が「ある」と回答した人は36%にとどまり、64%が研修未経験であることが明らかとなりました。「面接官として悩みを感じることはありますか？」と聞くと、81%が「ある」と回答。具体的には、「候補者の能力や適性を正確に見極めるのが難しい」「候補者の本音や意欲を引き出す質問が難しい」「面接官としての評価基準が曖昧で困る」などが挙げられました。

<詳しくは>

<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2025/42895.html>

☆—————☆

◆◆ 気になる行政の動き

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「行政の動き」のテーマから、地域別最賃について見ていくこととします。

■ 2025 地域別最賃決定状況

厚生労働省は、9月5日、全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされたことを公表しました。これによる2025年度地域別最低賃金額及び発効年月日（予定）は、以下のとおりです。答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に順次発効される予定です。

都道府県	25 決定額	（前年額、引上率）	発効月日
－北海道	1075 円	（1010 円、 6.4%）	10 月 4 日
－青 森	1029 円	（ 953 円、 8.0%）	11 月 21 日
－岩 手	1031 円	（ 952 円、 8.3%）	12 月 1 日
－宮 城	1038 円	（ 973 円、 6.7%）	10 月 4 日
－秋 田	1031 円	（ 951 円、 8.4%）	2026 年 3 月 31 日
－山 形	1032 円	（ 955 円、 8.1%）	12 月 23 日
－福 島	1033 円	（ 955 円、 8.2%）	2026 年 1 月 1 日
－茨 城	1074 円	（1005 円、 6.9%）	10 月 12 日
－栃 木	1068 円	（1004 円、 6.4%）	10 月 1 日

－群馬・・・1063円（985円、7.9%）・・・2026年3月1日

－埼玉・・・1141円（1078円、5.8%）・・・11月1日

－千葉・・・1140円（1076円、5.9%）・・・10月3日

－東京・・・1226円（1163円、5.4%）・・・10月3日

－神奈川・・・1225円（1162円、5.4%）・・・10月4日

－新潟・・・1050円（985円、6.6%）・・・10月2日

－富山・・・1062円（988円、6.4%）・・・10月12日

－石川・・・1054円（984円、7.1%）・・・10月8日

－福井・・・1053円（984円、7.0%）・・・10月8日

－山梨・・・1052円（988円、6.5%）・・・12月1日

－長野・・・1061円（998円、6.3%）・・・10月3日

－岐阜・・・1065円（1001円、6.4%）・・・10月18日

－静岡・・・1097円（1034円、6.1%）・・・11月1日

－愛知・・・1140円（1077円、5.8%）・・・10月18日

－三重・・・1087円（1023円、6.3%）・・・11月21日

－滋賀・・・1080円（1017円、6.2%）・・・10月5日

－京都・・・1122円（1058円、6.0%）・・・11月21日

－大阪・・・1177円（1114円、5.7%）・・・10月16日

－兵庫・・・1116円（1052円、6.1%）・・・10月4日

－奈良・・・1051円（986円、6.6%）・・・11月16日

－和歌山・・・1045円（980円、6.6%）・・・11月1日

－鳥取・・・1030円（957円、7.6%）・・・10月4日

－島根・・・1033円（962円、7.4%）・・・11月17日

－岡山・・・1047円（982円、6.6%）・・・12月1日

－広島・・・1085円（1020円、6.4%）・・・11月1日

－山口・・・1043円（970円、6.5%）・・・10月16日

－徳島・・・1046円（980円、6.7%）・・・2026年1月1日

－香川・・・1036円（970円、6.8%）・・・10月18日

－愛媛・・・1033円（956円、8.1%）・・・12月1日

－高知・・・1023円（952円、7.5%）・・・12月1日

－福岡・・・1057円（992円、6.6%）・・・11月16日

- 佐 賀・・・ 1030 円 (956 円、 7.7%)・・・11 月 21 日
- 長 崎・・・ 1031 円 (953 円、 8.2%)・・・12 月 1 日
- 熊 本・・・ 1034 円 (952 円、 8.6%)・・・2026 年 1 月 1 日
- 大 分・・・ 1035 円 (954 円、 8.5%)・・・2026 年 1 月 1 日
- 宮 崎・・・ 1023 円 (952 円、 7.5%)・・・11 月 16 日
- 鹿児島・・・ 1026 円 (953 円、 7.7%)・・・11 月 1 日
- 沖 縄・・・ 1023 円 (952 円、 7.5%)・・・12 月 1 日

- 平 均・・・ 1121 円 (1055 円、 —)

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63030.html

☆-----☆

◆◆《「厚生労働省人事労務マガジン」ダイジェスト》

ここでは、月 2 回程度発行される厚生労働省発行「人事労務マガジン」の最新号について、職業紹介事業者の法令等改正に関係ありそうなものを取り上げて紹介します。

■2025 年 9 月 3 日発行 人事労務マガジン／定例第 179 号 ■

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001542053.pdf>

※ 関係法令の制定や改正に関する情報掲載はございません。

..... 民紹協からのお知らせ

◆職業紹介責任者講習◆

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

【集合型】

◇東 京:9/24 (水)、10/1、10/23 (木)、11/4 (火)、11/10 (月)、11/17 (日)

◇神奈川:9/26 (金)

◇大 阪:10/17 (金)、11/20 (木)

◇福 岡:10/10 (金)

【オンライン】

9/29 (月)、10/3、10/8、10/15、10/21、10/28、10/30、11/6 (木)、11/12 (水)、11/14 (金)、11/19 (水)

<https://www.minshokyo.or.jp/course/index.html>

◆◆職業紹介事業実践セミナー（オンライン開催）◆◆

※従事者教育としてご利用ください

職業紹介事業者及び従事者の方々を対象に、実践的な知識及びスキル等能力向上を図ることを目的として、オンライン（Zoom）で開催しています。「基本編」と「応用編」がありますので、経験等に合ったものをお選びいただくことができます。もちろん従事者教育として事業報告書へ記載可能です。

【基本編】

令和7年9月25日（木）14：00～17：00 Zoom

「行政機関による定期指導と調査の実務セミナー」

【応用編】

令和7年9月19日（金）14：00～17：00 Zoom

「外国人材の定着を高めるセミナー」

令和7年10月24日（金）13：00～17：00 Zoom

「外国人材の職業紹介セミナー」

令和8年3月19日（木）13：00～17：00 Zoom

「外国人材の職業紹介セミナー」

※各セミナーのお申込み・詳細は下記 URL（民紹協ホームページ）からお願いします。

<https://www.minshokyo.or.jp/seminar/>

